

16 第34条【綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等】

第34条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
 - (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに入りさせないこと。
 - (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
 - (4) 綿花類のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適切な措置を講ずること。
 - (5) 再生資源燃料(別表第8備考第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。)のうち、廃棄物固化化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの(以下「廃棄物固化化燃料等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固化化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固化化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとすること。
 - エ 廃棄物固化化燃料等を貯蔵する場合は、温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固化化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。
- 2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。
- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
 - (2) 綿花類等のうち廃棄物固化化燃料等及び合成樹脂類(別表第8備考第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるよう区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固化化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類(別表第8備考第7号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固化化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 50 平方メートルを超える 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるよう区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超える 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超える 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3 メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル(別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁若しくは不燃材料で造った壁に面する場合又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第 8 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固化化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固化化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発

熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

- (1) 本条は、別表第8に掲げられる指定可燃物のうち綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準を規定したものである。『綿花類等』とは、指定可燃物のうち前条の可燃性固体類と可燃性液体類を除くものの総称であり、綿花類、木羊及びかんなくず、ぼろ及び紙くず、糸類、わら類、石炭、木炭類、木材加工品及び木くず並びに合成樹脂類などがある。
- (2) 本条でいう『貯蔵及び取扱い』とは、一定量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用されている事務所のソファーや椅子等、ホテル等におけるベッド類、倉庫の保温断熱材として使用しているもの等は該当しないものであるが、ビールを貯蔵する倉庫におけるビールケースは該当するものである。また、販売を目的として展示しているものは、『貯蔵及び取扱い』に含まれるものである。

《別表8》

品名	数量	
綿花類	200 キログラム	
木毛及びかんなくず	400 キログラム	
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム	
糸類	1,000 キログラム	
わら類	1,000 キログラム	
再生資源燃料	1,000 キログラム	
可燃性固体類	3,000 キログラム	
石炭・木炭類	10,000 キログラム	
可燃性液体類	2 立方メートル	
木材加工品及び木くず	10 立方メートル	
合成樹脂 類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥繩及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの(1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。)をいう。
- ア 引火点が40度以上100度未満のもの
- イ 引火点が70度以上100度未満のもの
- ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
- エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- (7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、煉炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- (8) 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。)で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- (9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。
- (3) 綿花類等について規定する別表第8の品名欄に掲げる物品の基準は、次によること。
- ア 綿花類
- (ア) 『綿花類』は、天然繊維、合成繊維の別は問わず、羽毛もこれに該当する。
- (イ) 『不燃性』とは、着炎した場合にそれ自体が燃焼しないものをいう。不燃性の繊維の例としては、アスベスト、ガラス等無機質の繊維などがある。
- (ウ) 『難燃性』とは、着炎した場合にそれ自体は燃えるが、継続して燃焼しないものをいう。具体的には、「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」に適合するものが該当し、例としては、塩化ビニリテン系のもの等がある。
- (エ) 『トップ状の繊維』とは、原綿又は原毛を製綿製毛機にかけて、1本1本の

細い纖維をそろえて帶状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。

- (オ) 『纖維』とは、植物纖維、動物纖維、鉱物纖維及び化学纖維をいう。ただし、動物纖維のうち、まゆは除く。
- (カ) 纖維の燃焼性による区分は次表による。ただし、可燃性の物品で難燃化の処理をしたもののは指定可燃物等に該当しない。

«纖維の分類»

区分	纖 維 の 例
不燃性	ガラス纖維、金属纖維、アスベスト、ホウ素纖維、炭素纖維
難燃性	フッ素纖維、塩化ビニリデン系纖維、ポリ塩化ビニル系纖維、ポリクラール、芳香族ナイロン、フェノール系纖維
可燃性	ビニロン、ナイロン、アセテート、アクリル纖維、レーヨン(ビースコース法によるもの)、キュプラ、ポリプロレン纖維、ポリエチレン纖維、綿、麻

【参考】《45度傾斜バスケット法燃焼試験基準》

45度傾斜バスケット法燃焼試験基準

1 燃焼試験装置

燃焼試験装置は、別図（略。以下同じ。）第1の燃焼試験箱、別図第2の試験体支持わく及び別図第3のバスケット、又は別図第2の試験体支持わく、試験体支わくを45度の傾斜に保つことのできる装置及び別図3のバスケットであること。

燃焼試験箱を用いないで行う試験は、湿度 $65 \pm 5\%$ 、温度 20 ± 5 度の静穏な室内で行うこと。

2 試験体

- (1) 試験体は、同一試料の中から無作為に採取した重さ10gのもの3体とする。
- (2) 試験体は、燃焼試験を行う前に 50 ± 2 度の恒温槽内に24時間放置した後、シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとすること。ただし、熱による影響を受けるおそれのない試験体にあっては、 105 ± 2 度の恒温槽内に1時間放置した後シリカゲル入りデシケーター中に2時間放置したものとすることができる。

3 試験方法

- (1) 試験体を、バスケットに均一になるように詰めてふたを固定し、燃焼試験箱内又は45度の傾斜に保つことのできる装置に装着した試験体支持わくの金網の上に容易に移動しない方法で支持すること。
- (2) 試験体の別図第4に示す位置（試験体の下辺中央部より4.5cm上方）に圓形燃料（重さ0.15g、直径6.4mm、厚さ4.3mmのヘキサメチレンテトラミン）を容易に移動しない方法で置くこと。
- (3) 点火は、マッチにより行い、点火後は火源の周囲を静穏な状態に保ち、燃焼が終了するまで放置すること。

4 試験結果と判定の基準

炭化長は、別図第5により透視的に測定した試験体の炭化部分について、縦方向の最大の長さとし、3の試験体について、そのうちの最大の長さが120mm以下で、かつ、その平均値が100以下であること。

イ 木毛及びかんなくず

(ア) 『木毛及びかんなくず』は、単位重量に対して表面積が大きいため、燃焼し易いという危険性があることから規制されるものである。

(イ) 『木毛』とは、細薄なヒモ状に木材を削ったものをいい、木纖維（しゅろ

の皮、やしの実の纖維) も含まれる。

(ウ) 『かんなくず』とは、手動又は電気かんなを使用して、木材の表面加工の際に出る薄面状のものをいう。ただし、製材所等の製材過程において出るおがくずは、「木材加工品及び木くず」のうち「木くず」で規制されることから「かんなくず」には含まれない。

ウ ぼろ及び紙くず

(ア) 『ぼろ及び紙くず』とは、纖維製品、紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、例えば、古新聞、古雑誌等のくずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣類等が該当する。ただし、ぼろのうち機械圧縮して金属製の帶によりこんぽうされた商品ウエスは、ぼろに該当せず、こんぽうを解いたもの又は荒縄等で手締めをしたものは、ぼろに含まれる。

(イ) パルプは紙くずに含まれない。

エ 糸類

(ア) 『糸類』とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛糸、麻糸、化学纖維系、スフ系、合成樹脂性の釣糸等がある。なお、天然、合成の別は問わないものである。

(イ) 不燃性又は難燃性の判定は、前ア『綿花類』の基準によること。

オ わら類

(ア) 『わら類』のうち、わら製品としては、例えば、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。

(イ) 『乾燥藺』とは、藺草を乾燥したものをおい、畳表、畳床、畳、ゴザ等も含まれる。

(ウ) 干し草のうち、含水量 11%以上の乾燥した葉たばこは、わら類には含まれない。

(エ) 『乾燥わら』及び『干し草』には、自然発火性がある。

カ 再生資源燃料

指定可燃物の品名として指定されている木材加工品及び木くずを成型して燃料としたものは、木材加工品及び木くずとして、合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料としたものは、合成樹脂類として取り扱う。

キ 石炭・木炭類

(ア) 『石炭・木炭類』は、自然発火性の危険性があり、燃焼発熱量が大きい等の危険性があることから規制されるものである。

(イ) 『石炭類』とは、無煙炭、れき青炭、褐炭、亜炭及び泥炭のほか、練炭、豆炭、タドン類が含まれる。

(ウ) 『木炭類』には、かいいろ炭、コークス及び活性炭が含まれる。

(イ) 天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は、該当しないものである。

ク 木材加工品及び木くず

(ア) 『木材加工品』とは、製材した木材、板、柱、パレット、家具類等をいい、原木及び学校、事務所等の机、椅子等現に使用中のものは含まれない。ただし、丸太のままで使用する電柱、くい類及び建築用足場材は含まれる。

(イ) 『木くず』とは、廃材及びおがくずで、水に浸漬されたもの等軽く圧して水分があふれるものはこれに含まれない。

(ウ) 木材加工業者の多くは石単位（1石は0.28立米）を用いるので数量算定は次表を目安とし、36石を規制の範囲とすること。

なお、下駄は3,000足、ベニヤ板（2mm）は1,000枚以上で、10立米以上と推定すること。

品 名	1個当たりの石数
本 箱	0.3
下 駄 箱	0.4
机・洋ダンス	0.5
和 ダ ン ス	0.7

ケ 合成樹脂類

(ア) 不燃性又は難燃性の判定は、J I S K7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により行い、不燃性又は難燃性の物品とは酸素指数2.6以上のものとする。

(イ) 『発泡させたもの』とは、比重が0.2未満のものをいう。

(ウ) プラスチックフィルムは合成樹脂類に含まれる。

(エ) 合成樹脂類のうちゴムにあっては、天然ゴム、合成ゴム及び再生ゴムがあるが、添加剤の有無、ゴムの形体（製品、半製品、原料ゴム）を問わずすべて含まれる。ただし、ラテックス等の液状のものは含まれない。なお、これらは不飽和性が大きいため、空気中の酸素で酸化され、発熱して自然発火する危険性を有している。

(オ) ゴムを主体とした製品又は半製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ等）又は半製品であっても、ゴムの容積又は重量において50%以上占めるものは含まれる。

(カ) 合成樹脂類の燃焼性による区分は次表による。ただし、不燃性又は難燃性の合成樹脂であっても、可塑剤、充てん剤等の配合割合により、不燃性又は難燃性とならない場合がある。また、可燃性の物品で、難燃化の処理をしたもののは指定可燃物等に該当しない。

《合成樹脂類の例》

区分	合 成 樹 脂 類 の 例
不燃性 又は 難燃性	フェノール樹脂(PF)、フッ素樹脂(PFE)、ポリアミド(PA)、ポリ塩化ビニリデン(PVDC)、ポリ塩化ビニル(PVC)、ユリア樹脂(UF)、けい素樹脂(SI)、ポリカーボネイト(PC)、メラミン樹脂(MF)、フッ素ゴム(FPM))
可燃性	アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂(AS)、アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂(ABS)、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂(EVA)、エポキシ系樹脂(EP) 固体に限る。セルロースアセテート(CA マセチルセルロース)、不飽和ポリエステル樹脂(UP)、ポリアセタール(POM)、ポリウレタン(PUR)、ポリエチレン(PE)、ポリスチレン(PS)、ポリビニルアルコール(PVAL)、ポリプロピレン(PP)、ポリメタクリル酸メチル(PMMA アクリル樹脂)、ポリメチルペンテン(PMP)、天然ゴム(NR)、イソプレンゴム(IR)、クロロプロレンゴム(CR)、ブタジエンゴム(SBR)、ブチルゴム(IIR)、エチレン・プロピレンゴム(EPM)、アクリルゴム(ACM)、ウレタンゴム(U)、多硫化ゴム(T)

(4) 綿花類等について規定する別表第8の品名欄に掲げる物品の数量の算定は、次によること。

- ア 屋内における貯蔵又は取扱いは、建築物その他の工作物の棟単位で算定する。ただし、建築物その他の工作物が建築基準法施行令第112条に規定する防火区画で区画された場合は、別棟として算定することができる。
- イ 屋外における貯蔵又は取扱いは、敷地単位で算定する。ただし、相互間隔が5m以上ある場合又は防火的な壁、塀等によって区画された場合は、それぞれ別の貯蔵又は取扱場所(敷地)として算定することができる。
- ウ 指定可燃物等を2以上貯蔵又は取り扱う場合は、それぞれ品名ごとに算定し、プール計算をしないこと。
- エ 貯蔵又は取扱いの数量が常時変動する場合は、当該貯蔵又は取扱いに係る数量の最大瞬間停滞量で算定する。
- オ こんぼう材としての指定可燃物は、その指定可燃物の体積のみを算定する。
- カ 指定可燃物等と指定可燃物等以外のものとで構成されている物品は、その指定可燃物等の体積のみを算定する。
- キ 2以上の指定可燃物からなっている物品は、成分比の多いもの又は消火活動上困難性の高いものの指定可燃物で算定する。

《綿花類等の数量算定例》

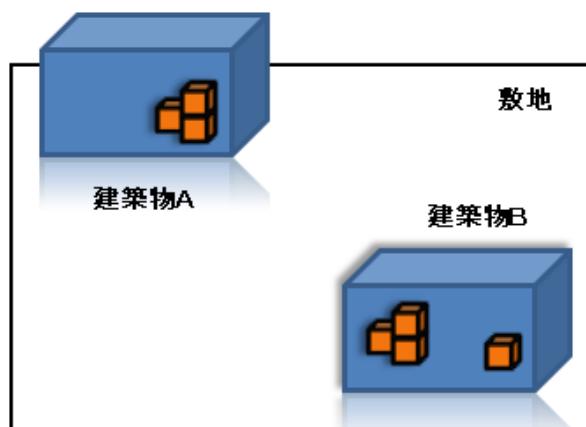
①



・・・指定可燃物A（綿花類等）



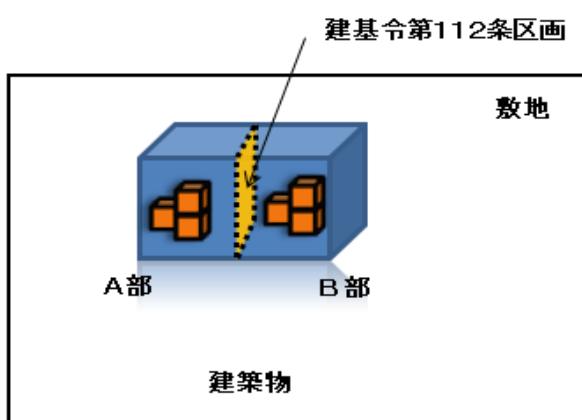
・・・指定可燃物B（綿花類等）



【ケース 1】

屋内における貯蔵又は取扱いは、建築物その他の工作物の棟単位で算定する。建築物Aと建築物Bを別々の貯蔵施設として規制。

②

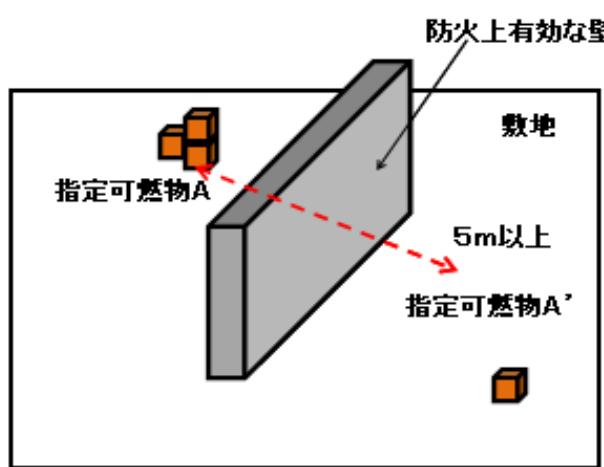


【ケース 2】

屋内における貯蔵又は取扱いは、原則建築物その他の工作物の棟単位で算定するが、建基令第 112 条に規定される区画がなされる場合は、別棟として規制することができる。

A部とB部は別々の貯蔵施設として規制。

③



【ケース 3】

屋外における貯蔵又は取扱いは、原則敷地単位で算定するが、相互間隔が 5m 以上ある場合又は防火上有効な壁等がある場合は、別々として規制することができる。

指定可燃物 A と指定可燃物 A' は別々の貯蔵施設として規制。

④

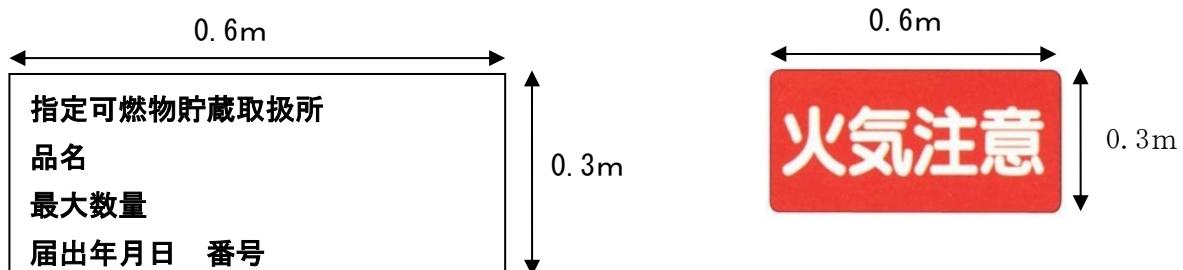


【ケース 4】

指定可燃物を 2 以上貯蔵又は取扱う場合は、それぞれの品名ごとに合算するものとし、プール計算しない。
指定可燃物 A は、指定可燃物 A のみで規制され、原則的に指定可燃物 B は、指定可燃物 B1 と指定可燃物 B2 の合算で規制されるが、指定可燃物 B1 と指定可燃物 B2 間が③の要件を満たす場合は、それぞれで算定してよい。

- (5) 第 1 項第 1 号『みだりに火気を使用しない』とは、必要でない火気は使用しないということであり、火気を使用するときは、安全な場所を指定して、綿花類等の性質、作業工程等を考慮して、適切に管理された状態で火気を使用しなければならない。
- (6) 第 1 項第 2 号『みだりに出入り』には、係員以外の者の出入りであっても、管理者等の管理権が十分に公使できる場合は、これに該当しない。
- (7) 第 1 項第 3 号『区分して整理』とは、危険物との間に 1 m 以上の空地を確保して、整理することをいう。
- (8) 第 1 項第 4 号『廃棄』とは、埋没、又は燃焼によって他に危害を及ぼさない方法で焼却すること等が、『その他適当な措置』とは、安全な方法で回収すること等が考えられる。
- (9) 第 1 項第 5 号ア『適切な水分管理』とは、含有する水分を 10% 以下となるように管理することをいう。
- (10) 第 1 項第 5 号イ『適切な温度』とは、搬入される廃棄物固形化燃料等に応じ、あらかじめ設定された温度以下であることをいう。
- (11) 第 2 項第 1 号『綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識』とは、指定可燃物取扱所の表示をいうものであり、『防火に関し必要な事項を掲示した掲示板』は、火気注意の表示をいうものである。
- なお、標識のサイズ規定については、規則別表を参照すること。

《標識及び表示》



- (12) 第2項第2号『適温に保つための散水設備等』とは、散水等の冷却効果により、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類を適温に保つことのできる設備をいう。
- (13) 第2項第3号ア『散水設備を設置する等必要な措置』とは、防水塀、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、ドレンチャー設備、屋外消火栓設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設備された場合をいう。
- (14) 第2項第3号イ『防火上有効な塀』とは、条例第31条の3第2項第1号の防火上有効な塀に準ずるものをいう。
- (15) 第2項第3号イ及びウ『水幕設備を設置する等必要な措置』とは、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設置された場合をいう。
- (16) 第2項第3号ウ『不燃性の材料を用いて区画する』とは、難燃材料を用いて、天井又は小屋裏まで達するように区画することをいい、その部分に開口部を設ける場合にあっては、防火設備である防火戸を用いることをいう。
- (17) 第2項第3号ウ『異なる取扱い』とは、ゴム製造の精練工程及び成型工程、プラスチック製造の重合工程及び成型工程その他これらに類する取扱いをいう。
- (18) 第2項第4号ア『温度測定装置』とは、タンク、サイロ内に設ける温度計、廃棄物固形化燃料等の温度を直接計ることができる装置、サーモグラフィ等をいう。
- (19) 第2項第4号イ『迅速に排出できる構造』とは、コンベア等の排出機構により短時間のうちに外部に排出することができる構造をいう。
- (20) 第2項第4号イ『散水設備』とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、連結散水設備等、貯蔵量に応じ短時間に十分な冷却・消火ができる設備をいう。
- (21) 第2項第4号イ『不活性ガス封入設備』とは、貯蔵量に応じ、酸素濃度を十分に低下させることができる設備をいう。